

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	5 - 1
法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	第3条第1項第1号		
許認可等	海域等の占用の許可				
<p>1 根拠規定</p> <p>(許可)</p> <p>第3条 普通海域において、次に掲げる海域の使用等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 海域の占有</p> <p>(2) 土石(砂を含む。以下同じ。)の採取</p> <p>(3) 土石の投入その他海底の形状を変更する行為(法令の規定により禁止されている行為を除く。以下「土石の投入等」という。)</p> <p>2 審査基準</p> <p>(愛媛県の海を管理する条例)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>第6条 知事は、第3条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 海域の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。</p> <p>(2) 海域の環境保全及び災害防止に十分配慮されたのものであること。</p> <p>(3) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。</p> <p>(4) その他知事が定める基準に適合するものであること。</p> <p>(愛媛県の海を管理する条例施行規則)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 条例第6条第4号の知事が定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者が、申請に係る海域の使用等を適正に行うと認めるに足りる信用を有していること。</p> <p>(2) 申請に係る海域の使用等の場所、規模及び方法が、その目的に照らし適正かつ合理的なものであること。</p> <p>・愛媛県の海を管理する条例の施行について(平成7年12月27日付け河第1064号土木部長通知)【愛媛県の海を管理する条例に係る審査基準について(平成9年2月24日付け第182号土木部長通知)で一部改正】</p> <p>第1 海域の占用の審査基準</p> <p>条例第3条第1項第1号の海域の占有は、次の要件を満たす場合に限り、許可するものとする。</p> <p>1 占有の主体</p> <p>(1) 海域の占有の主体は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 国又は地方公共団体</p> <p>イ 国又は地方公共団体が基本金等を100パーセント出資している特別法上の法人、民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人その他の公共団体</p> <p>ウ 国又は地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人</p> <p>エ 電気事業、電気通信事業、鉄道事業その他公共性又は公益性を有する事業を営む者</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

オ 漁業者(漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を含む。)

- (2) 前号の基準にかかわらず、占用の目的たる施設計画が県の計画又は地元市町村の基準構想等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第5項の基本構想及びこれに基づく基本計画、実施計画等をいう。)の内容(これらの計画等を策定中の場合は、位置づけられることが確実なものを含む。)に沿っており、かつ、地元市町村から要請があるものである場合には、前号アからオまでに掲げる者以外の者に対しても、占用の許可をすることができる。
- (3) 過去において海域の使用に関し違法な行為があった者及びその役員のうちに当該違法な行為があった者がある法人に対しては、占用の許可をしないものとする。
- (4) (1)及び(2)の基準は、取水管、排水管、その他日常生活上必要と認められる簡易な施設又は工作物(以下「簡易施設等」という。)に係る占用については、適用しないことができる。

2 占用の目的たる施設計画

占用の目的たる施設計画は、次の各号の要件に該当するものであること。

- (1) 占用の目的たる施設が直接公共の用に供されるもの、公共性若しくは公益性を有する事業のためのもの又は地域振興等公共の福祉の増進に寄与するものであること。ただし、簡易施設等については、この限りでない。
- (2) 海域を占用する以外に方法がないものであること。
- (3) 占用形態が合理的であり、かつ、占用面積が占用の目的を達成するために必要な最小限度であること。
- (4) 海岸の浸食その他国土保全上の支障を生じさせないものであること。
- (5) 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を生じさせないものであること。
- (6) 占用場所が海水浴場及びその周辺等日常広く一般公衆の自由な利用が行われている場所でないこと。ただし、海域の一般公衆の利用の増進のための施設については、この限りでない。
- (7) 一般公衆の海域の利用を著しく阻害せず、また、占用の目的たる施設が海域の利用になじむものであること。
- (8) 道路、河川、港湾、漁港、空港その他の公共施設の機能を著しく低下させ、又はこれらの施設の利用を妨げないものであること。
- (9) 国又は地方公共団体(港務局を含む。)の策定した公共施設の整備計画又は地域開発計画の遂行に支障を生じさせないものであること。
- (10) 占用の目的たる施設が付近の生活環境と調和のとれたものであること。
- (11) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害の防止対策が十分に講じられていること。
- (12) 自然環境を著しく害し、又は法令によって保護されている動植物の繁殖及び生息を阻害するおそれがないものであること。
- (13) 海上の交通安全上支障のないものであること。
- (14) 関係機関及び利害関係者の同意を得ていること。
- (15) 適正な資金計画が立てられ、事業実施が確実なものであること。
- (16) 占用許可期間中において占用の目的たる施設が遊休化するおそれがないものであること。

3 一時占用の特例

工事、季節的な行事等を行うための海域の一時的な占用の許可については、この基準によらないことができる。

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)